

平成 22 年 7 月 2 日

ZAPPALLAS

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ザ ッ パ ラ ス
(コード番号 3770 東証第一部)
本 社 所 在 地 東 京 都 渋 谷 区 恵 比 寿 一 丁 目 19 番 19 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 杉 山 全 功
問 合 せ 先 執 行 役 員 小 林 真 人
T E L 0 3 - 5 4 7 5 - 7 1 3 3 (代 表)
U R L <http://www.zappallas.com/>

定款一部変更ならびに株式報酬型ストックオプション (新株予約権) に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 2 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」ならびに「株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件」を平成 22 年 7 月 29 日開催予定の第 11 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更について

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条 (目的) につきまして事業目的を追加及び変更し、併せて項数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) <u>テレビ番組の企画、制作並びにそのコンサルティング</u>	(1) <u>テレビ・ラジオ番組及び映画の企画、制作</u>
(2) <u>新聞、雑誌等の記事及び紙面の企画、制作並びにそのコンサルティング</u>	(2) <u>新聞、雑誌等の記事及び紙面の企画、制作</u>
(3) <u>コンピュータソフトウェアの企画、制作並びにそのコンサルティング</u>	(3) <u>コンピュータソフトウェアの企画、制作</u>
(4) <u>インターネットを利用した各種情報提供サービスの企画、制作、運営並びにそのコンサルティング</u>	(4) <u>各種情報の収集、処理及び提供に関する事業</u>
(5) <u>携帯電話機、簡易携帯電話機等の移動体通信機器及び携帯情報端末向けのインターネット並びに電話回線を利用した各種情報提供サービスの企画、制作、運営並びにそのコンサルティング</u>	(削除)
(6) (条文省略)	(5) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(7) (条文省略)	(6) (現行どおり)
(8) 日用品雑貨、衣料品、装身具の <u>デザイン</u> の企画、輸出入及び販売	(7) 日用品雑貨、衣料品、装身具の企画、 <u>製作</u> 、輸出入及び販売
(9) <u>インターネット、携帯電話等を通しての通信販売業務</u>	(8) 通信販売業務
(10) 電気通信事業法に基づく <u>第二種電気通信事業</u>	(9) 電気通信事業法に基づく <u>電気通信事業</u> 、 <u>広告業及び出版・印刷業</u>
(11) 旅行業者代理業	(10) <u>観光情報の提供及びツアーの企画・運営並びに旅行業者代理業</u>
(12) <u>広告業務の企画、代理店業</u>	(削除)
(13) 映像ソフトウェア及び音声ソフトウェアの企画、制作、販売、賃貸とこれに関する <u>著作権</u> の取得	(11) 映像ソフトウェア及び音声ソフトウェアの企画、制作、販売、賃貸とこれらに関する <u>知的財産権</u> の取得
(14) 映画及び各種イベントの <u>チケット</u> の販売	(削除)
(15) 著作権、著作隣接権、ノウハウ、 <u>工業所有権</u> その他の <u>無体財産権</u> の取得、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡、貸与及びこれらの仲介、代理	(12) 著作権、著作隣接権、ノウハウ、 <u>産業財産権</u> その他の <u>知的財産権</u> の取得、利用の開発、使用許諾、管理、譲渡、貸与及びこれらの仲介、代理
(16) インターネット上の <u>ショッピングモール</u> の開設	(13) インターネット上の <u>ショッピングモール</u> の開設及び <u>運営</u>
(17) (条文省略)	(14) (現行どおり)
(18) (条文省略)	(15) (現行どおり)
(19) (条文省略)	(16) (現行どおり)
(20) (条文省略)	(17) (現行どおり)
(新設)	(18) <u>各種エンターテインメント及びスポーツ関連事業</u>
(新設)	(19) <u>飲食店の経営及び企画</u>
(新設)	(20) <u>宿泊、医療、福祉及び研修教育等の各種施設</u> の経営、運営、管理並びに <u>文化事業</u>
(新設)	(21) <u>食料品の製造、卸、輸出入並びに販売</u>
(新設)	(22) <u>労働者派遣事業</u>
(新設)	(23) <u>有価証券等の売買、金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受け及び外国為替の売買等の金融業</u>
(新設)	(24) <u>上記各号に係るコンサルティング業</u>
(21) (条文省略)	(25) (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 7 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 22 年 7 月 29 日 (予定)

II. 株式報酬型ストックオプション (新株予約権) について

1. 株式報酬型ストックオプション (新株予約権) を導入する理由

当社の取締役 (社外取締役を除く。) に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 株式報酬型ストックオプション (新株予約権) を導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬等の額は、平成 16 年 7 月 30 日開催の第 5 回定時株主総会において、年額 200 百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬等の額とは別枠で、取締役 (社外取締役を除く。) に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 100 百万円以内として設定するものであります。

この新株予約権につきましては、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬の請求債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件として、取締役会決議により発行いたしたく存じます。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式分割、株式無償割当、又は株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

(2) 新株予約権の総数

500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権1個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルに基づき算出された新株予約権1個当たりの公正価値を基準として、当社取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受ける者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、当社に対して有する報酬債権を相殺するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することのできる期間

新株予約権の発行に係る取締役会決議をもって定める割当日の翌日から30年以内の範囲内で取締役会にて定める。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

原則として取締役在任中は行使できないものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の発行にかかる取締役会決議をもって定めるものとする。

以上